そ税の税額が 《经》 ります 平成19年度

1 税源移譲のため

税率が変わります

税源移譲と

とは 国 必ずしも地方の実情にあ 国が国税として集めた財 ビスを行ってきました。 庫補助金などの財源を受けて行 いえませんでした。 仕 まで地方自治 組 みは、 さまざまな制約が 体 は 地 深の 方税 しかし、 たも 中 以 あ か

とい とになりました。 います を個人住民税 成十 得税 八年度の国 (国税) このことを税源移譲 地 0) の税制改 (方税) 部 (約三兆円 証に へ移すこ よっ

主的 とって真に必要な行政 のもの 責任でより効率的にできるよう、 に財源を確保できるようにするた 源移譲は、 です 地 地方自治: サー 体が ビスを自ら 住 民に 自

税源移譲の方法は 源移 か譲は、 皆さんが納め

る税

金の

を変えることで実現します。 総額を変えずに、 所得税額 税者 める税額 人当たりの国 を減らし、 (個人住民税額 納める先ごとの その へ納 分を地方 める税 を増や 税 額

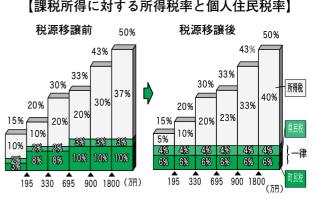
す。 が、 税 平 町 率 人住民税では、 成十 民税の が が得に 九 税率六%、 年度 ょ から 0 平成十八 て芸 県民税の税率 律 段 になり 階 年度まで でし ŧ た

更

すと

いう方法を取ります

【課税所得に対する所得税率と個人住民税率】



民 税の 几 % 税額が変わります 合計 十%です。 れ で、 町

県

減税の なけれ 成 0) 影響があるので税額は増えます 得税額の 税源移譲の範囲では、 九年度では、 廃止と県民税の超過課税の実 ば変わりません。 の総額は、 所 得や控除の増減 平成十八年度と平 ただし、 町 県民 税 定率 額と 施 が

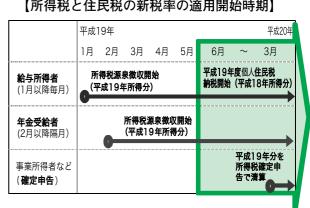
|税源移譲の影響時 期

よっ 人によっ 所 て、 得税と個 て異なります。 税 『源移譲の影響の 住民 税 0) 納 でる 付 沙時期 方法 が

きされて 文され 率は 年 例 いえば、 平成十. 月分の給料 ます。 いる人は、 毎月の給料 九年六月分の から、 得税率は平成 から税金が 個人住民税の 給 料 から 天引 変 7

方で、 、給料天引きではない 人は、 個

【所得税と住民税の新税率の適用開始時期】



ŋ 得 年 金 や控除 影響が 八住民税 ´ません。 一の総額としてはどちらの場合も変 分の確定申告分から変更になります。 納期分から、 0) でる時期が異なるだけ 0) 税率の 増減がなけ 所 得税の税率は平成十 変更は平 れば、 成十 納 -九年六 める税 で、 わ 所 九

減収となる見込みです

成

十八年度の試算では約

方円

程

度

あ

ŋ

/ます。

葉山

町は後者に該当

平

となります。

から

律四%になるため、

県は増

収 税

な

お

県民税は

%

<u>=</u> %

の累進

九 税率が 年一 なお、 月 退 適用されます 日以降の支払い 職所得につ W ては、 分から新 平成 +

平

成

+

年度は所得割額の

七

Ŧi.

%

一万円を上限

を

控除して

いました

平成十九.

年度からは定率控除が

2

定率減税がなくなります

Vi

葉山町の税収はどうなる ഗ

% 多 < 税 異 所得に なっ の累進が σ 13 市町村民税の税率は、 +市町村では逆に減収となる場合 市町 % た税率を適用するも の税率が適用される納税者が と関係 税率 村 は なく一 (課税所得の段階ごとに 増 収と 律 六%に なり 三%·八%·十 0 ます。ただ になり、 から課 多

【税制改正による税額の変動イメージ】 夫婦と子ども二人(一人は特定扶養

給与500万円・社会保険料50万円) 199.600円 県民税超過課税 181,400円 所得税, 47, 600円 600円 所得税 所得税定率控除 107,100円 縮小分, 11,900円 個人住民税 133,800円 個人住民税 定率控除廃止分 74,300円 0円 税源移譲前 税源移譲後 税源移譲 による差

3 老年者非 課税措置 段 降的に が

廃

止

で増えます。

くなるため、

税

額が

一万円以下

0)

範

合 昭 計 和 所 得 + 金 Ŧi. 年 額 が 月 一日以 五 万円 前 0) 以 生まれ 下 0 人 で

が増えていきます。
は二、六○○円)を課税するため税額は二、六○○円)を課税するため税額が、平成十九年度は三分の二(均等割が、平成十七年度までは非課税でしたは、平成十七年度までは非課税でした

4 県民税の超過課税

が始まります

神奈川県では平成十九年度から、水

超過課税分の一人当たりの平均負担額所得割○・○二五%分の税額が増えます。れるため、県民税の均等割三○○円とむための税金を個人県民税に上乗せさ源環境の保全・再生に継続的に取り組

増える額)年額約九五〇円(平成十九年度から

問合せ 税務課 ☎内線二五一~二五三 ※町民税では超過課税はありません。

鎌倉税務署

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部門

☎○四六七-二二-五五九一代

自分で書いてお早めに

・確定申告書は

税務署窓口で、所得税・贈与税・消

申告書の受付をします。
に限り確定申告書作成のアドバイスやが、二月十八日(日)・二五日(日) が、二月十八日(日)・二五日(日)

受箱への投函により提出できます。で、車での来場はご遠慮ください。で、車での来場はご遠慮ください。

受付期間

①所得税

でも申告書を提出できます。還付金※所得税の還付申告の場合は、一月中二月十六日(金)~三月十五日(木)

ジ肖**貴兑(固し厚美旨)** 預貯金口座への振込みが便利です。 の受け取りは、銀行・郵便局などの

②消費税(個人事業者)

③贈与税 二月一日(木)~三月十五日(木)一月四日(木)~四月二日(月)

◆年金受給者・新規住宅取得者

場所 福祉文化会館 年金受給者・給与所得者で、住宅借年金受給者・給与所得者で、住宅借 対象外 事業・不動産・譲渡(土地・建物・株式等)のある人 建物・株式等)のある人 けは十五時三○分(十二時~十三時除く。受 つ場合は早めに受付を終了します)の場合は早めに受付を終了します)

♥税理士会が行う小規模納税者

会額が高額の場合 金額が高額の場合 ・ 小規模納税者の所得税や消費税、年 ・ の相談を受け付けます。 ・ はついての相談を受け付けます。 ・ はついての相談を受け付けます。 ・ はついての相談を受け付けます。

場所 福祉文化会館 □○分~十六時(十二時~十三時除 ○場合は早めに受付を終了します) の場合は早めに受付を終了します)

◆インターネットを利用して

①申告書を作成

国税庁は一式プージ bttm//mmm.xtc.zo.io 書なら税務署に提出できます。 申告書作成コーナー」で作成した申告 国税庁ホームページ「所得税の確定

国税のよくある質問は 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp

タックスアンサーホームページ

http://www.taxanswer.nta.go.jp

②e-Taxで自宅・オフィスで申告・納税 事前に利用開始の手続きを済ませる 告・納税・申請・届出等までできるシ ステムです。平成十八年分の確定申告 から利用するためには二月中旬までに から利用するためには二月中旬までに

◆所得税の定率減税額が引き下げ

廃止されます。 平成十七年分までは所得税額の二○ のは、平成十九年分からは定率減税はましたが、平成十八年分では十%(限ましたが、平成十八年分では十%(限ましたが、平成十九年分からは定率減税はなお、平成十七年分までは所得税額の二○

▼所得税の確定申告町役場でも受付

日時 二月十六日(金)~三月十五日(木)場でも所得税の申告相談をしています。 豊控除などの諸控除を受ける場合は、役費がですが得税の申告相談をしています。

場所 役場四階大会議室 九時~十六時(十二時~十三時は除く)

役場で申告相談ができない内容

てください。 を場合は、鎌倉税務署で申告相談をし 大記の所得がある場合や控除を受け

●事業所得、不動産所得、配当所得、●事業所得、不動産所得(児稿料や講演料報酬に係る雑所得(児命保険契約等に基

●災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅

は、所得や控除の種類に関係なく、は、所得や控除の種類に関係なく、

問合せ 税務課 の内線二五一~二五三

e-Tax http://www.e-tax.nta.go.jp

介護保険に関する費用 を確定申告される皆さんへ

サービス利用料平成十八年中 得控除の対象となります (自己負担分) (一月一日から十二月三一日) は、 所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所 にお支払い頂いた介護保険料や

介護保険料や健康保険料の

料は、 ※年金から天引き 社会保険料控除」 (特別徴収) の対象となり され

対象となる金額 象とすることはできません。 介護保険料は、 従 つて、 平成十八年 生計同一者の ご自身の納付となり 中に が控除対 納付

- 告に必要なもの 知らせしますのでご確認ください。 証明書や領収書は

(介護保険料の納付金額は、 していただいた保険料額

月

末に

必要ありませ

サー ビス利用料 (自己負担

社会保険

ます。 額を除き、 高額介護サー 医 ビス費等で補填される金 |療費控除| の対象となり

なり おむつ代は、 矢 療費控除_ の 対 象と

左表のサー ビス利用がある場合は、

ます

0 つを使用している場合は、 け (控除の対象となりますの た「おむつ使用証明書_ 寝たきりや認知症または治 0) 医 師に証明書が必要な旨を申 で、 により医 医 療上 師 が発行 かか お ŋ 療 む

使 け ただし、

ください もとに発行できる場合があります 町 が要介護認定主治医意見書の内容を |用証明書」に代わる「確認書」 るのが二年目以降の 福祉課 おむつ 問い 代の医療費控 合わせ後、 人は、 申請して 「おむ 一除を受 を 0)

対 象となる費用 かったおむつ代 平 成 + 八 年 中に か

- 告に必要なもの または確認書・ 領収 おむつ 使 崩 証明

控除・ 要介護認定を受けた人 る場合があります。 特別障害者控除_ は、 D 対象と 障害 な

とができます 定を受けている人」 障害の程度が障害者に準ずると町の認 ない人でも、 いる人ですが、 は、 障害者控除・特別障害者控除 精神又は身体に障害が 身体障害者手帳等の交付を受けて 「年齢が六五歳以上の 手帳の交付を受けて は控除を受けるこ ~あり、 の対 その 11

申 告に必要なもの 定の手続き 該当すると思われる人は、 除対象者認定書を発行しますの 内容をもとに判定を行 る場合は、 除 合 わ せ後、 特別障害者控除 、障害者控除·特別障害者控 要介護認定訪問 申請してくださ 町 が発行した障害 1, 対象者認 福 対象とな 祉課 調査 で、 0

動が行われていることが大切です。

とボランティアの日をきっかけに、

万全

防災とボランティア週間そして防災

わ

てください

防災とボランティアの日です。 阪 神淡路大震災 (平成七年一 月十

ランティア週間、

月十

五日~

日は防災と

月十七日は一

日

せん。 だった地区ほど、 日ごろからコミュニティ活動 が駆けつけ、 た。また、全国から多くのボランティア をしたの きになった人を助け出して傷の手当て 災で火災の延焼を防ぎ、 活動を妨げるからです。 交通渋滞、 関などによる十分な防災活動は望めま 規模が大きくなればなるほど、 のつながりや、ヒューマンパワー 年が経とうとしています。 いて目覚しい活動が見られました。 いました。 するきっかけになりました。 ボランティア元年といわれ、 れるためには、 てさまざまな分野でコミュニティ 時に自主的な防災活動が効果的に行 死者六、四三四人) 建物の倒壊による道路の寸 は、 通信回線の混乱などが救助 大震災の被災地 さまざまな救援活動を行 家族であり近所の人でし 平常時 救援活動や復興にお が発災し、 がれきの下敷 阪神淡路大震 から地域にお この震災は の 中でも、 を再認識 人と人と が盛 消防機 災害 士 h

合せ 消防本部 えをしておきましょう。 らに防災への意識を高め、

□八七六一○一一 九 内 |線||三 Ŧi.

居宅(在宅)介護サービス 施設介護サービス ●「ケアプラン」に基づい ●次の施設サービス費 の自己負担額(介護費 た次のサービス(介護予 用、居住費及び食費) ①介護を送している。 ①かはおります。 ②かはおります。 ②からはおります。 防含む) ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ②地域密着型介護老人 ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護(医療 福祉施設 ③介護老人保健施設 対象となるサービス ⑤短期人所療養介護(医療系施設のショートステイ) ●上記①~⑤のサービスと 併せて利用した場合は、 次のサービスも対象となります。(介護予防含む) ○訪問介護(ただし生活援 4)介護療養型医療施設 ※③④については、診 療・治療上必要な「特 別室の使用料」も対象 となります。 助を除く) ○夜間対応型訪問介護 ○訪問入浴介護 ○通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○短期入所生活介護(福祉 系施設のショートステイ) 居宅サービス費の自己負担 施設の種類により異な 額(介護費用、短期入所療養 ります 対象となる費用 介護の居住費、通所リハビ ①②介護老人福祉施設 リテーション (デイケア) は自己負担額の2分の と短期入所療養介護の食 費) ③介護老人保健施設は 自己負担額の全額 4)介護療養型医療施設 は自己負担額の全額 単 告に 居宅サービス事業者が発行 介護保険施設が発行し した領収書 た領収書

問

合

せ

福

祉

課

 \mathcal{T}

内線二三二